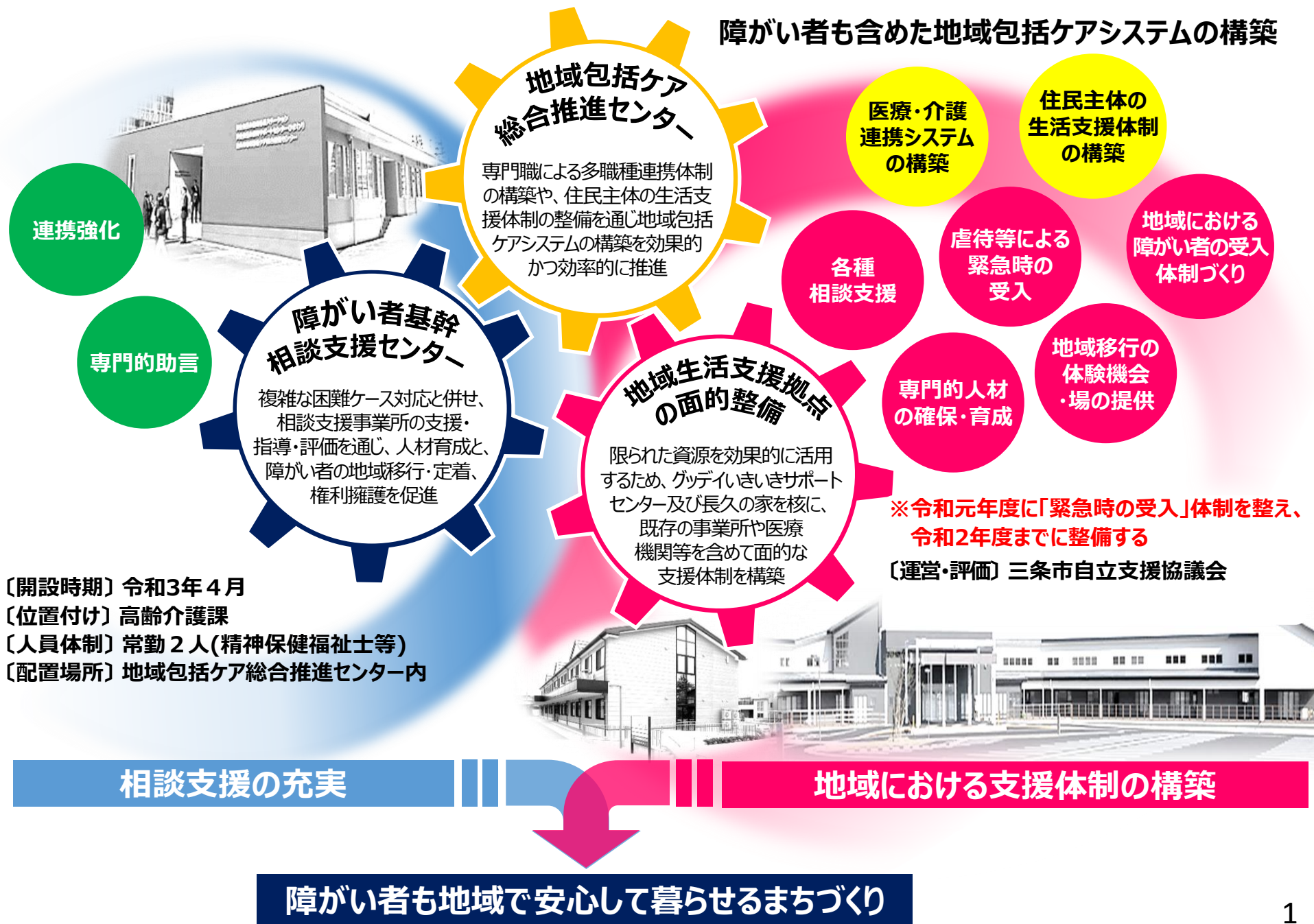


地域包括ケアシステムと 三条市地域自立支援協議会の連携について

福祉保健部 福祉課

1 障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築



2 障がい者の支援体制の整備に係る課題

課題 1

基幹相談支援センターの機能を
発揮させるための体制整備

市内相談支援事業所の指導、
困難ケースへの対応が中心となるこ
とから、相談支援の司令塔に
ふさわしい相談支援専門員の
キャリアを超える者の配置が必須

〔参考〕燕市基幹相談支援センター
センター長：県の前障害福祉課長

令和3年4月開設に当たり、
令和2年度中に、即戦力となる
人員の確保に向けた調整が必要

令和元年度中に必要な
キャリアを具体的に整理し、
人事課と協議していく

課題 2

医療的ケアが必要な方等の
緊急時の受入先の確保

障がい者支援施設では、医療ケア
が必要な障がい者の受入が困難で
あり、入院設備のある医療機関を
後方支援病院とした緊急時の受入
体制の整備が急務

〔参考〕医療ケアの必要な在宅
障がい者・児…22人

現在、対象者22人のうち、
主治医が入院設備のない
医療機関の者は1人

医師会と協議し、「ひめさゆり
ネット」の登録を進め、事前に
緊急時の対応体制を整える

課題 3

地域における精神障がい者の
受入に係る協議の場の設置

国は、精神障がい者にも対応した
地域包括ケアシステムの構築に向け、
令和2年度末までに精神障がい者
の地域移行を支える協議の場の
設置を市町村に要請

〔参考〕精神障がい者の退院後1年以内
の再入院率…約4割

精神障がい者を切り口に議論を
始め、地域における障がい者の
受入体制づくりを進めることが重要

既存の包括ケア推進会議を
協議の場と位置付け、地域自立
支援協議会との関係を整理する

令和3年度、障がい者支援を含めた地域包括ケアシステムを整備

ノウハウの蓄積・体制強化

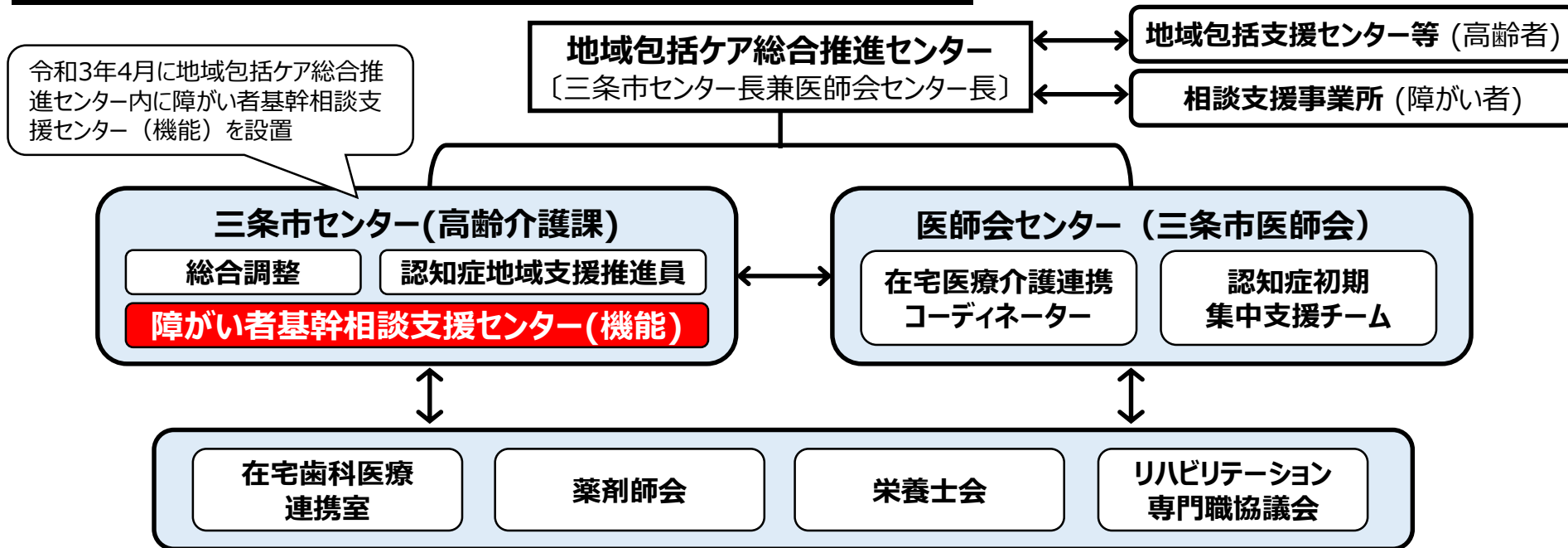
障がい者支援を含めた地域包括ケアシステムの更なる機能強化を目指す

3 障がい者基幹相談支援センターと地域包括ケア推進センターについて

障がい（福祉課）	高齢者（高齢介護課）
＜第3層＞ 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など ● 総合的・専門的な相談の実施 ● 地域の相談支援体制強化の取組 ● 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ● 地域の相談機関との連携強化 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ● 権利擁護・虐待の防止 主な担い手⇒基幹相談支援センター	● 医療・介護連携システムの構築 ● 住民主体の生活支援体制の構築 地域包括ケア推進センター
＜第2層＞ 一般的な相談支援 ● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 主な担い手⇒委託相談支援事業所	● 総合相談支援業務 ● 権利擁護業務 ● 包括的・継続的 ケアマネジメント ● 介護予防 ケアマネジメント 地域包括支援センター
＜第1層＞ 基本相談支援を基盤とした計画相談支援 ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ● サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 主な担い手⇒指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）	● ケアプラン（居宅サービス計画）の作成 ● サービスの相談・連絡・調整 ● 要介護認定の申請代行 居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）

4 障がい者基幹相談支援センターと地域自立支援協議会の組織体制について

障がい者を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けた事務執行体制



障がい者を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場

